

マイナンバーカード窓口業務派遣
公募型プロポーザル実施要領

令和8年3月
鳴門市市民生活部市民課

【目 次】

1. 業務概要	1
2. 公募型プロポーザル方式による理由	2
3. プロポーザル参加資格	2
4. プロポーザル参加表明書等の提出	3
5. プロポーザルに係る説明会	4
6. プロポーザルに関する質問	4
7. プロポーザル実施に関する事項	5
8. 優先交渉者の選定方法等	6
9. 契約の手続き等	7
10. 提案上限額	7
11. 契約事務担当課	8
12. その他	8

本書は、「マイナンバーカード窓口業務派遣」に係る契約の優先交渉者を、公募型プロポーザル方式により選定する場合の手続きについて、必要な事項を定めるものである。

1. 業務概要

(1) 件名

マイナンバーカード窓口業務派遣

(2) サービス概要

仕様書のとおり

(3) 契約期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

(4) 履行場所

鳴門市役所市民課（鳴門市撫養町南浜字東浜 170 番地）

※ ただし業務の繁忙等により、次の場所への派遣もあり得る。

鳴門市板東連絡所（鳴門市大麻町板東字宝蔵 65 番地）

(5) 契約締結までのスケジュール

契約締結に至るまでのスケジュールは、以下を予定している。ただし、鳴門市の休日を定める条例（平成元年鳴門市条例第 39 号）に規定する市の休日には受付（各質問の受付を含む。）を行わない。

	内 容	日 付
①	案件の公告	令和8年4月3日（金）
②	プロポーザル参加資格及び仕様書等に関する質問の受付	令和8年4月6日（月）～同年4月9日（木）午後5時必着
③	プロポーザル参加資格に関する質問の回答（回答期限）	令和8年4月14日（火）
④	プロポーザル参加表明書等の提出	令和8年4月6日（月）～同年4月14日（火）
⑤	プロポーザル参加資格確認結果の通知（発送期限）	令和8年4月21日（火）

⑥	仕様書等に関する質問の回答（回答期限）	令和 8 年 4 月 14 日（火）
⑦	企画提案書等の提出期間	令和 8 年 4 月 22 日（水）～ 令和 8 年 5 月 11 日（月）
⑧	企画提案書等の審査	令和 8 年 5 月中旬（予定）
⑨	優先交渉者の決定（選定結果の通知）	令和 8 年 5 月下旬（予定）
⑩	契約協議及び契約締結	令和 8 年 5 月下旬（予定）

2. 公募型プロポーザル方式による理由

本業務は、多岐にわたる専門知識を要するマイナンバーカード窓口業務を提案により実施するものであり、事業者独自のノウハウに基づく優秀な人材確保の手法や確保した人材を安定的かつ継続的に派遣する運用管理体制等により、履行の内容や方法に顕著な差異が生じる契約であるため、公募型プロポーザル方式により最も優れた者を契約候補者として選定し、契約を行うものとする。

3. プロポーザル参加資格

公募型プロポーザルに参加を希望する者は、次のすべての要件を満たしていなければならない。

- (1) (ア) 令和 6・7 年度鳴門市委託入札参加資格の審査を受け、資格を有すると認められている者であること。
 - (イ) (ア) 以外の者で、「3.(2)」～「3.(4)」を満たし、かつ、別紙 1 に記載の書類を提出できる者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者で、次のいずれにも該当しないものであること。
 - (ア) 手形交換所による取引停止処分を受けてから、2 年間を経過しない者
 - (イ) 当該入札日前 6 か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者
 - (ウ) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の更生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始の決定がなされていないもの
 - (エ) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の再生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの再生計画の認可の決定がなされていないもの
 - (オ) 鳴門市建設工事入札参加資格停止措置要綱（平成 14 年 5 月 1 日施行）に準じた指名停止措置等を入札参加資格申請期限の日から入札日

までの間に受けている者

- (カ) 鳴門市内において、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に違反している者
 - (キ) 鳴門市内に本店又は営業所等を有する者にあつては、鳴門市税（延滞金を含む。）を滞納しているもの
 - (ク) 鳴門市内に本店又は営業所等を有する者で、個人住民税の特別徴収を行うべき者にあつては、個人住民税の特別徴収を行っていないもの
- (3) 過去 3 年間に政令市、中核市、特別区、市町村において、同種の業務の受注実績を有すること。
- (4) 個人情報保護に関する ISMS (ISO27001、JISQ27001) 又はプライバシーマーク (JISQ15001) の認証を受けていること。

4. プロポーザル参加表明書等の提出

公募型プロポーザルに参加を希望する者は、プロポーザル参加表明書等を提出し、プロポーザル参加資格の確認を受けなければならない。

(1) プロポーザル参加表明書等

- (ア) プロポーザル参加表明書（様式 1）
- (イ) 誓約書（様式 2）
- (ウ) 市税完納に関する証明書（前記 3 (2)(キ)及び(ク)を証するもの）
※市外に本店を有する者で、鳴門市内に支店・営業所がない者は、別紙 1 に示す納税証明書を提出すること。
※証明書は写しでも可とする。また、証明書の発行日は、プロポーザル参加資格申請日から遡って 3 か月以内であること。
- (エ) 提案者の概要（様式 9）
- (オ) 類似業務受託実績調書（様式 10）
- (カ) 別紙 1 に記載の書類（鳴門市物品等競争入札及び随意契約参加資格者名簿に登載されている者は不要）

(2) 提出期間

1.(5)「契約締結までのスケジュール」による。

(3) 提出方法

プロポーザル参加表明書等の提出は、契約事務担当課への持参又は郵送によること。

持参による場合は、日曜日、土曜日及び休日を除く午前 9 時 30 分から午

後 5 時 00 分までとすること。

郵送による場合は、封筒に「プロポーザル参加表明書等在中」と朱書して、契約事務担当課宛てに 1.(5)「契約締結までのスケジュール」に定める提出締切日午後 5 時 00 分までに書留郵便にて必着のこと。

(4) 参加表明後の辞退

参加表明書提出後に参加を辞退する場合は、プロポーザル参加辞退届(様式 8)を提出すること。

(5) プロポーザル参加資格の確認通知

1.(5)「契約締結までのスケジュール」により、プロポーザル参加資格の確認審査の結果について、申請者宛てに「プロポーザル参加資格確認結果通知書」を電子メールにて発送する。

なお、当該通知書が、令和 8 年 4 月 22 日（水）正午までに受信できない場合は、契約事務担当課へ連絡すること。

5. プロポーザルに係る説明会

説明会は実施しない。

6. プロポーザルに関する質問

(1) プロポーザル参加資格に関する質問

(ア) 質問書の様式

「プロポーザル参加資格に関する質問書」(様式 3)を用いること。

(イ) 提出期間

1.(5)「契約締結までのスケジュール」による。

(ウ) 提出方法

契約事務担当課に電子メールにて提出すること。

(エ) 質問に対する回答

当該質問書提出期間内に受理したすべての質問内容及び回答を、令和 8 年 4 月 14 日（火）までに、随時ウェブサイト上にて回答する。

(2) 仕様書等に関する質問

(ア) 質問書の様式

「仕様書等に関する質問書」(様式 4)を用いること。

(イ) 提出期間

1.(5)「契約締結までのスケジュール」による。

- (ウ) 提出方法
契約事務担当課に電子メールにて提出すること。
- (エ) 質問に対する回答
当該質問書提出期間内に受理したすべての質問内容及び回答を、令和8年4月14日(火)までに、随時ウェブサイト上にて回答する。
- (3) 質問書提出時の留意事項
メール1通当たりの容量が4MBを超えないよう留意すること。

7. プロポーザル実施に関する事項

- (1) 企画提案書提出の場所及び日時
 - (ア) 提出場所
鳴門市撫養町南浜字東浜 170 番地 鳴門市役所 1 階
鳴門市市民環境部市民課
 - (イ) 提出期間
令和8年4月22日(水) 午前9時30分から
令和8年5月11日(月) 午後5時00分まで
(場所、日時等を変更する場合は別途通知する。)
- (2) 提出書類
 - (ア) 企画提案書(様式5を含む)
 - (イ) 不開示部分指示書(様式6)
 - (ウ) 見積書(様式7)
 - (エ) 経費内訳明細表(表紙)(様式7別添)
 - (オ) 経費内訳明細書
- (3) 企画提案書の作成
企画提案書の作成は、別添「企画提案書作成要領」によること。
- (4) 書類の提出方法
 - (ア) 書類の提出は、持参又は郵送によること。
 - (イ) 見積書は、商号及び見積件名を記載した封筒に入れ、密封の上、提出すること。
 - (ウ) 郵送による見積の場合は封筒を二重とし、見積書の中封筒に入れ、密封すること。
表封筒に「見積書在中」と朱書して、提出書類を契約事務担当課宛てに、提出締切日の午後5時00分までに書留郵便にて必着のこと。

(エ) 後日、提出した書類の電子データを契約事務担当課あてに電子メールで提出すること。

(5) 無効となる見積

(ア) 本書に定める見積書類等に虚偽の記載を行った者の見積

(イ) 鳴門市契約に関する規則（昭和 41 年鳴門市規則第 23 号）第 15 条の規定に該当する見積

(ウ) 郵送により見積書の提出を行う場合に、本書の定める方法によらない見積

(エ) 金額表示を改ざんし、又は訂正した見積

(オ) その他、本書において示した条件等、プロポーザルに関する条件に違反した見積

(6) プレゼンテーションの実施

① 実施日

令和 8 年 5 月中旬（予定）※時間等は後日、連絡する。

② 実施方法

A) プレゼンテーション及び質疑応答は、それぞれ 15 分以内とする。

B) プレゼンテーションに参加する参加表明者側の出席者は 3 名以内とする。

C) プレゼンテーションは提出書類のみで行い、その他の資料の活用は認めない。

D) プレゼンテーション時におけるプロジェクター等の使用はできないこととする。

E) プレゼンテーションは、原則、来庁して行うものとする。

F) 参加表明者の事情により、プレゼンテーションに参加できない場合は、参加表明が辞退されたものと見なす。

8. 優先交渉者の選定方法等

(1) 優先交渉者の選定方法

別添「優先交渉者選定基準」に基づき、見積価格の評価である「価格点」と企画提案書の評価である「技術点」の合計が最も高い者を優先交渉者とし、次に得点の高い者を次点とする。

(2) 企画提案書の評価

(ア) 提出された企画提案書は、審査委員会において公正に評価する。

(イ) 7.(5)により無効又は失格となった参加者の企画提案書は評価しない。

(3) 審査結果の通知

審査結果は、すべての参加者に書面により通知する。なお、優先交渉者の決定は、1.(5)「契約締結までのスケジュール」による。

(4) 参加者の見積価格等の公表

すべての参加者の見積価格、価格点、技術点は契約者決定後、契約者については、契約者名を示し、契約者以外の参加者は参加者名を示さずに、これを公表する。なお、採点基準や内容等の問い合わせには一切応じない。

9. 契約の手続等

(1) 次点の取扱い

優先交渉者が辞退した場合及びその他の理由で契約できないときは、次点の者と交渉する。

(2) 契約保証金

要。ただし、鳴門市契約に関する規則第 30 条に該当する場合は、免除とする。

また、契約保証金に代わる担保については、鳴門市契約に関する規則第 29 条第 3 項による。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(5) 鳴門市契約に関する規則の閲覧

鳴門市契約に関する規則は、契約事務担当課及び鳴門市ホームページ「例規集」にて閲覧できる。

(https://www.city.naruto.tokushima.jp/contents/reiki_int/reiki_menu.html)

10. 提案上限額

本契約に係る委託料として 10,500,000 円に消費税及び地方消費税を加算した額を上限額としているので、見積金額に当たって留意すること。算定根拠は公表しない。

なお、契約締結日から令和 8 年 6 月 30 日（火）までは、同期間に本市が契約

している者と優先交渉者との引き継ぎ及び派遣労働者の研修・教育等の期間とし、この期間の費用負担は、優先交渉者とするので、これも考慮し、見積金額を算定すること。

11. 契約事務担当課

〒772-8501

鳴門市撫養町南浜字東浜 170 番地

鳴門市市民環境部市民課

電話 088-684-1389（直通）

電子メール：simin@city.naruto.i-tokushima.jp

12. その他

(1) 費用負担

プロポーザル参加に必要な費用は、すべてプロポーザル参加者の負担とする。

(2) プロポーザル書類の取扱い

提出されたプロポーザル書類の受理後、加除修正及び撤回は認めない。
提出されたプロポーザル書類は、返却しない。

(3) 本契約に係る令和 8 年度予算が措置されない場合は、契約手続きを中止する。